

- 社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて  
(平成17年10月5日社援発第1005008号)

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>社援発第1005008号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 第十五次改正 省 略 一部改正 社援発0913第2号 令和6年9月13日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>社援発第1005008号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 省 略 第十五次改正 一部改正 社援発0726第17号 令和5年7月26日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等 特殊付帯工事の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊付帯工事費） 補助金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資源有効活用整備費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p style="padding-left: 2em;">対象となる施設は、交付要綱の第2の2に掲げる保護施設等、一時保護所及び<b>女性自立支援施設</b>であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。</p> <p>ウ (略)</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等 特殊付帯工事の取扱いについて</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">社会福祉施設等施設整備費（介護用リフト等特殊付帯工事費） 補助金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 資源有効活用整備費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p style="padding-left: 2em;">対象となる施設は、交付要綱の第2の2に掲げる保護施設等、一時保護所及び<b>婦人保護施設</b>であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。</p> <p>ウ (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 消融雪設備整備費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (イ) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する同交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び女性自立支援施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 消融雪設備整備費</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 対象施設</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (イ) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する同交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び婦人保護施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設</p> <p>ウ (略)</p>
<p>3 国庫補助基準額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2の(1)以外の事業を行う場合(保護施設等に限る。)</p> <p>ア 1施設ごとの2の(2)から(4)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と、<u>14,700</u>千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>ただし、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年</p>	<p>3 国庫補助基準額</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 2の(1)以外の事業を行う場合(保護施設等に限る。)</p> <p>ア 1施設ごとの2の(2)から(4)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と、<u>13,700</u>千円とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>ただし、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年</p>

改 正 後	現 行								
<p>法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の1に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>(3)2の(2)若しくは(4)又はその両方の事業を行う場合(交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び<u>女性自立支援施設</u>に限る。)</p> <p>交付要綱の別表4-3に定める額とする。</p> <p>別表</p> <p>1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合</p> <table border="1" data-bbox="107 1037 1104 1295"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 1037 822 1141">施 設 の 種 類</th> <th data-bbox="822 1037 1104 1141">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 1141 822 1295">救護施設</td> <td data-bbox="822 1141 1104 1295"><u>16,400千円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	救護施設	<u>16,400千円</u>	<p>法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の1に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>(3)2の(2)若しくは(4)又はその両方の事業を行う場合(交付要綱の第2の2に掲げる一時保護所及び<u>婦人保護施設</u>に限る。)</p> <p>交付要綱の別表4-3に定める額とする。</p> <p>別表</p> <p>1 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合</p> <table border="1" data-bbox="1146 1037 2150 1295"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 1037 1861 1141">施 設 の 種 類</th> <th data-bbox="1861 1037 2150 1141">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 1141 1861 1295">救護施設</td> <td data-bbox="1861 1141 2150 1295"><u>15,200千円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	救護施設	<u>15,200千円</u>
施 設 の 種 類	基 準 額								
救護施設	<u>16,400千円</u>								
施 設 の 種 類	基 準 額								
救護施設	<u>15,200千円</u>								